

大田区被災者生活再建支援事業について

令和元年台風第 19 号により居住する住宅が全壊、解体、大規模半壊又は半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金が支給されます。

1 対象世帯

居住する住宅の、「罹（り）災証明書（内閣府基準のもの）」が「全壊」「大規模半壊」「半壊」で、住宅の建設、購入、補修または賃借した世帯。ただし、国の被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯はこの事業の対象になりません。

2 支援内容

住宅の再建方法によって、以下の金額を限度に支給します。

住宅被害別世帯	再建方法	基準額	
		複数世帯	単数世帯
全壊 半壊解体 敷地被害解体	建設・購入	300 万円	225 万円
	補修	200 万円	150 万円
	賃借	150 万円	112.5 万円
大規模半壊	建設・購入	250 万円	187.5 万円
	補修	150 万円	112.5 万円
	賃借	100 万円	75 万円
半壊	建設・購入	200 万円	150 万円
	補修	120 万円	90 万円
	賃借	80 万円	60 万円

※裏面もご覧ください※

3 必要書類

- (1) 大田区被災者生活再建支援事業補助金交付申請書
- (2) 請求書
- (3) 被災世帯「罹（り）災証明書」（内閣府基準のもの・世帯主申請の場合のみ同意書があれば省略可）
- (4) 住民票（同意書があれば省略可）
- (5) 被災世帯が建設、購入、補修又は賃借に要した経費を証明する契約書、領収書等のコピー
- (6) 預貯金通帳の口座番号、名義人名（省略していないもの）が確認できる部分のコピー（振込口座が確認できる書類でも可）
- (7) 提出資料チェックリスト及び個人情報の提供に関する同意書

詳しくは、「被災されたみなさんへ～大田区被災者生活再建支援事業のしおり～」をご覧ください。

4 申請期間

令和元年12月19日から令和2年11月11日まで

5 申請方法・受付窓口

同封の返信用封筒（切手不要）で必要書類をお送りください。

※期間中、下記の窓口でも受け付けいたします。

受付場所	受付日・時間	電話番号
区役所本庁舎3階 「介護保険課（13番窓口）」（事務局） 大田区蒲田五丁目13番14号	申請期間中 平日（土・日・祝日を除く） 8：30から17：00まで	03-5744-1359
田園調布高齢者在宅サービスセンター2階 「被災者生活再建支援田園調布臨時窓口」 大田区田園調布五丁目45番10号	<u>12/19から12/27まで</u> 土日を含む毎日 <u>1/6から1/24まで</u> 平日（土・日・祝日を除く） <u>ただし、1/11（土）は受け付けを行います。</u> 9：30から17：00まで	070-6437-5608

※田園調布高齢者在宅サービスセンターでは、人数が少ないため詳細な相談は受けられません。